

令和6年4月4日

長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する
総合的な評価、技術的な評価等を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する総合的な評価を実施する者、及び長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的な評価等を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和6年3月11日～令和6年3月25日

<審査委員属性>

国土交通省 住宅局住宅生産課職員（3名）

<審査基準（総合的な評価を実施する者）>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 長期優良住宅化リフォーム推進事業に関して、住宅に係る性能（耐震性、劣化対策、維持管理・更新の容易性、省エネルギー性等）に関する高度で専門的な知識を有する者がいること
- 2) 多様な分野の連携により、総合的な評価を行い得る組織体制であること
- 3) 上記に関する先導的な技術開発、技術評価、研究等の十分な実績を有すること

<選定した事業者>

○長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する総合的な評価を行う事業

提案者：なし

選定：国立研究開発法人 建築研究所

※総合的な評価を行う事業の補助事業者の選定にあたっては、国立研究開発法人建築研究所を含め、最も適切な者を特定することとしている。

<審査基準（技術的な評価を実施する者）>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 住宅の性能及び性能向上に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制であり、住宅の性能及び性能向上に係る評価に関する実績を有すること
- 2) 業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されていないこと
業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと
- 3) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと
- 4) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること

<評価コメント>

住宅の性能及び性能向上に係る評価に関する実績が多くあり、過去の事業から蓄積された技術的審査に必要な知見も有している。
また、事業実施にあたっては、過去の事業における課題の改善についても提案がされており、より円滑な事業の実施が期待できる。

<採点結果>

提案事業者名	委員A	委員B	委員C	合計
株式会社市浦ハウジング&プランニング	38	51	42	131/180

<選定した事業者>

○長期優良住宅化リフォーム推進事業に関する技術的な評価を行う事業

提案者：1者（株式会社市浦ハウジング&プランニング）

選定：株式会社市浦ハウジング&プランニング